学校における働き方改革

教職員が心身ともに健康で、指導力を発揮できるよう、次のような取り組みが 大切とされています。

- ①業務量の適切な管理
- ②健康及び福祉の確保に向けた取り組み
- ②元気でやりがいを感じられる働きがいのある学校づくりの推進 (参考:兵庫県教育委員会 令和5年度指導の重点 P45)

そこで、次のことにつきましてご理解とご協力をお願いします。

- ◎教職員の勤務時間は次の通りです。
- ○勤務開始時刻8:05 ○勤務終了時刻16:35
- ○休憩時間13:00~13:15の15分間15:45~16:15の30分間
- ◎毎週金曜日は定時退勤日、ノー会議デー(18:00までに退勤する) としています。
- ◎時間外については、留守番電話対応(メッセージ電話対応)を行っています。御用の方は、7:30~17:30の間にご連絡願います。(長期休業期間は、8:05~16:35の間にご連絡願います。)
- ◎欠席連絡等は、さくら連絡網(さくらメール)でも対応しております。

何卒、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。